令和 2 年度 子ども食堂助成金募集要項



【公募期間】 令和2年 2月17日(月)から ※予算がなくなり次第受付終了

受付時間 午前9時~午後5時(土曜日・日曜日・祝祭日を除く) ※応募受付最終日は午後3時

【申込方法】

子ども食堂開催場所の仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所へ 直接持参ください(P7参照)

お問合せ

〒980-0022 仙台市青葉区五橋2丁目 12-2 仙台市福祉プラザ4階 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 地域福祉課ボランティア協働係 (仙台市ボランティアセンター)

電話: 022-262-7294/FAX: 022-216-0140

1 目 的

仙台市内において地域団体等が、「子ども食堂」を実施する場合に、これに要する経費を助成することにより、子どもが地域とつながり、健やかに育つ環境整備を促進することを目的とする。

2 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 仙台市内で実施されること
- (2) 主な利用者は18歳未満の地域の子どもであること
- (3) 1回あたり5名以上の子どもの参加が見込めること
- (4) 原則、2か月に1回以上、かつ1回あたり2時間以上開催し、1年以上の継続的な活動を見込むこと
- (5) 食品衛生上の責任者をおき、実施にあたっては安全に食事を調理し、提供を行うこと 食品衛生法に基づく営業許可を受けていない場合は、仙台市福祉食事サービス事業に 関する食品衛生指導要領に基づき、所管する保健所(各区役所衛生課)へ「福祉食事サ ービス事業開始届」を提出すること
- (6) 宿題等の自主学習の支援、地域住民や子ども同士の交流・遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと
- (7) 子どもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関と連携をとること
- (8) 開催時においては、常駐できる責任者及び活動の補助等ができるスタッフを各1名以 上配置すること
- (9) 利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供等の実費については徴収することができる
- (10) その他この要項の目的に沿った活動を行うこと

3 助成対象外事業

- (1) 仙台市または仙台市社会福祉協議会から助成を受けている事業
- (2) 政治、宗教、営利活動を目的とする事業

4 助成対象団体

助成の対象となる団体は、次の要件をすべて満たしている団体とする。

- (1) 仙台市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は仙台市内で活動する団体であること
- (2) 定款・会則等を備えていること
- (3) 組織の代表者が明確であること
- (4) 助成事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できる団体であること
- (5) 政治、宗教、営利活動を行う団体でないこと
- (6) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- (8) 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)を中心とした連絡会「子ども食堂関係機関ネットワーク会議」に参加可能な団体であること

5 助成対象期間

令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日

6 助成金の内容

(1) 助成対象経費

事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(2) 助成対象外経費

事業に要する経費のうち、次に定めるものとする。

- ① 団体の運営に要する経費(団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理 費や借上料など)
- ② 事業に直接必要とされない経費
- ③ 使途が特定できない経費
- ④ 団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、飲食に係る経費
- ⑤ その他助成対象とすることが適当でないと判断する経費(アルコール、ゲーム機器、ゲームソフト、テレビ、タブレット端末、対象経費のうち過度に高額なものなど)

(3) 助成金の額

下記の区分に応じて当該年度の予算の範囲内で助成する。

区分	上限額	助成割合	
①令和2年4月以降に新 たに事業を開始する団 体	1団体につき30万円	助成対象経費の5分の4以下	
②令和2年3月以前に事業を開始している団体	1団体につき20万円	助成開始から 申請通算 1~2回目	助成対象経費の 5分の4以下
		助成開始から 申請通算 3~4回目	助成対象経費の 3分の2以下
		助成開始から 申請通算 5回目	助成対象経費の 2分の1以下

- ※1 上記①、②ともに助成金額の千円未満の額は切り捨てとする
- ※2 助成対象経費への支援者からの寄付金(参加負担金(実費)を含む)と助成金の合計額が事業費の合計額を超える場合には、寄付金を優先して事業費にあて、その超える部分は助成金とし、交付決定された助成金の額を減額するものとする

(4) 助成期間

同一団体に対する助成期間は、令和4年度までの5か年を限度とする。

(5) 助成金の交付

交付決定後、助成対象団体からの請求により概算払で支払い、助成金の額の確定後に精 算する。

なお、概算払の額は令和2年3月以前に事業を開始している団体については、開催1回 あたりの参加予定人数及び開催回数に応じて以下の計算式により算出し、交付する。

令和2年4月以降に新たに事業を開始する団体については、開催1回あたりの参加予定人数及び開催回数に応じて以下の計算式により算出した額に10万円を加えた額(助成決定額以内)を交付する。

【計算式】 開催1回あたりの参加予定人数に応じた概算払額×開催回数

=概算払額(助成決定額以内)

開催1回あたりの参加予定人数	10 人以内	11 人以上 30 人以内	31 人以上
開催1回あたりの参加予定人数 に応じた概算払額	30,000円	40,000円	50,000円

7 留意事項

- (1) 食品衛生上の責任者は、食品衛生責任者養成講習会を修了した者、又はそれと同等以上の資格(栄養士、調理師、製菓衛生師等)を有する者から選ぶよう努めること
- (2) 開催時には食中毒や事故によるけがに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること
- (3) 食事の提供にあたっては、アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと
- (4)子ども食堂運営時に食中毒が発生した場合には、速やかに所管する保健所に届け出を 行い、その旨を仙台市社会福祉協議会へ報告すること。また、事故等が発生した場合も 適宜対応し、その旨を仙台市社会福祉協議会へ報告すること。
- (5) 事業の実施にあたっては、利用者の安全確保を図ること
- (6) 事業の実施にあたっては、近隣への配慮に努めること
- (7) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は助成金の申請を無効とする。

- (1) 申請者が前記2、4に定める申請に係る資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合(軽微なものを除く)
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 事業計画の記載内容が法令違反など著しく不当な場合

9 事業計画等の審査

助成金の申請書類を審査し、助成対象団体を選定する。

10 その他

- (1) 提出書類は選定結果に関わらず返却しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (3) 提出書類の内容に基づき審査を行うので、実現性が低いにもかかわらず提案することがないようにすること。助成金の交付が決定した後においても、提案内容が達成できないことが認められた場合には、交付決定を取り消す場合がある。それに伴う申請者が被る損害については一切賠償しない。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 原則として、仙台市社会福祉協議会が開設している「子ども食堂」のホームページで助成団体の団体名等を公表する。

11 スケジュール

受付期	受付期間	交付決定等		
第1期	令和2年2月17日 (月) ~3月11日 (水) 15時まで	交付決定 4月上旬、送金 4月中旬		
第2期	令和2年 4月22日(水)15時まで	交付決定 5月中旬、送金 5月下旬		
第3期	令和2年 5月20日(水)15時まで	交付決定 6月中旬、送金 6月下旬		
第4期	令和2年 6月17日(水)15時まで	交付決定 7月中旬、送金 7月下旬		
第5期	令和2年 7月15日 (水) 15時まで	交付決定 8月中旬、送金 8月下旬		
第6期	令和2年 8月19日 (水) 15時まで	交付決定 9月中旬、送金 9月下旬		
第7期	令和2年 9月23日(水)15時まで	交付決定 10月中旬、送金 10月下旬		

[※]予算の範囲内の助成のため、予算がなくなり次第受付期間中でも募集を終了する場合があります。

12 申請書類の配布

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

(1) 仙台市社会福祉協議会ホームページからのダウンロード

★ URL: http://www.shakyo-sendai.or.jp

(2) 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所窓口及び仙台市ボランティアセンター窓口で 配布

13 提出書類

助成金の交付を希望する団体は、公募期間に下記の書類を提出すること。

なお、1団体につき1件のみの申請を認める。

- (1) 子ども食堂助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 子ども食堂助成金事業計画書(様式第1-1号)
- (3) 子ども食堂助成金収支予算書(様式第1-2号)
- (4) 団体の定款又は会則等
- (5)役員名簿
- (6)団体の収支決算書類、団体の活動内容を記載したパンフレット等 ※既に活動している団体のみ提出すること
- (7) 福祉食事サービス事業開始届の写し、または食品衛生法に基づく営業許可書の写し ※申請時に事業を開始していない団体は、初回開催までに福祉食事サービス事業開始届 を提出すること

6 助成金の内容 ≪ 別表 助成対象経費 ≫

費目	内 訳
1. 工事請負費	【令和2年4月以降に事業を開始する団体のみ助成対象とする】
	・建物や設備の軽微な 10 万円以内の改修費用を対象とする。
	・事業実施に必要な範囲に限る。
	(例:棚等の製作、設置工事)
2. 備品購入費	・価格が1万円以上のもので、事業で使用するものに限る。
3. 賃借料又は	・事業に利用する場合に限る。
会場借上料	※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は、助成対象外とする。
4. 消耗品費	・価格が1万円未満かつ事業で使用するものに限る。
	(例:調理器具や筆記用具等の購入費用)
5. 印刷製本費	・事業の広告宣伝のためのチラシ等を印刷する費用を対象とする。
6. 光熱水費	・事業実施に要する電気代、ガス代、上下水道代を対象とする。
	※助成事業の実施に要した金額を明示すること。
7. 食料費	・事業に利用する場合に限る。
(食材費)	(例:提供する食事の食材費)
	※アルコール代、運営スタッフの会食代は助成対象外とする。
8. 検査費	・運営スタッフ、ボランティアの検便等の検査手数料を対象とする。
9. 報償費、旅費	・事業に係る外部講師、専門家に係る謝金・旅費を対象とする。
10. 交通費	・事業に係るボランティアに限り、公共交通機関の運賃、ガソリン代について対
	象とする。
11. 保険料	・利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償
	を行う保険の保険料を対象とする。
12. 通信費	・電話代及びハガキ・郵便切手代に限り、事業に要した通信費を対象とする。
13. 負担金	・事業における食品衛生上の責任者となるための、食品衛生責任者養成講習会
	の受講や活動を充実させるための研修を受講する場合の費用を対象とする。

≪ 仙台市社会福祉協議会 各区・支部事務所のご案内 ≫

青葉区事務所	〒980−0802	
	青葉区二日町 4-3 市役所二日町分庁舎1階	
	TEL: 265-5260 FAX: 265-5262	
青葉区宮城支部事務所	〒989−3125	
	青葉区下愛子字観音堂 27-1 宮城社会福祉センター内	
	TEL: 392-7868 FAX: 392-7736	
宮城野区事務所	〒983-0841	
	宮城野区原町 3-5-20 メゾン坂下 1 階	
	TEL: 256-3650 FAX: 256-3679	
若林区事務所	〒984-0811	
	若林区保春院前丁 3-1 若林区中央市民センター別棟 1 階	
	TEL: 282-7971 FAX: 282-7998	
太白区事務所	〒982-0012	
	太白区長町南 3-1-30 南部アーチル 1 階	
	TEL: 248-8188 FAX: 248-1330	
泉区事務所	〒981-3131	
	泉区七北田字道 48-12 泉社会福祉センター内	
	TEL: 372-1581 FAX: 372-8969	